

交換期限は3月までです

## 介護予防ポイントのお買い物券への交換を忘れずに

**町**が実施する介護予防事業や老人クラブ活動へ参加するとポイントが貯まり、町内で使える地域お買い物券と交換できる介護予防ポイント事業の交換申請を受け付けています。期限を過ぎると交換できなくなりますので、忘れずに手続きをお願いします。

- ▶交換期間 令和8年1月5日(月)～3月31日(火)
- ▶申請に必要なもの 介護予防ポイント手帳
- ▶ポイント交換方法
  - ▷役場①番窓口（福祉環境課）で交換
  - ▷元気俱楽部、健康体操教室、高齢者パソコン教室、ストレッチ教室、トランポリン教室の参加者は教室の開催時に交換
- 問 役場福祉環境課高齢者支援係（☎82-1232）

該当する人は申請をお願いします

## 医療費が高額になったときは払い戻しの制度があります

**国**民健康保険の被保険者が、同じ月内に医療機関で支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が「高額療養費」として支給されます。支給額が5千円以上の人には2か月おきに申請のお知らせをお送りしますが、5千円未満でも返還の対象となる場合があります。ただし、国民健康保険税の滞納があると支給されないことがありますのでご注意ください。医療費の自己負担限度額は被保険者の所得によって異なります。詳しくは問い合わせください。

▶申請に必要なもの
 

- ▷医療費の明細がわかる領収書
- ▷手続きをする人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）

**70歳以上の人の外来医療費に年間の限度額が設けられています**

- ▶対象者 基準日（令和7年7月31日）に70歳以上で、高額療養費の自己負担限度額が「一般」または「市町村民税非課税世帯」に該当している人（医療費の負担割合が3割でない人）
- ▶年間上限額 14万4千円
 

※月ごとの高額療養費が支給される場合は、差し引いた金額で計算されます。
- ▶計算期間 令和6年8月1日～令和7年7月31日
- ▶申請先 基準日に加入している健康保険元
 

※国民健康保険加入期間のみで年間14万4千円を超える人には、役場から申請書を送付します。計算期間内に社会保険期間がある人で14万4千円を超える人は、申請時に保険元から発行された自己負担額証明書が必要です。

※75歳以上の人には、後期高齢者医療広域連合から通知が届きます。

問 役場住民課保険年金係（☎82-5966）

私たちの未来を守るために大切なこと

## 知っていますか？ワンヘルス

**W**ンヘルス（One Health）とは、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていこうという考え方です。私たちが健康に暮らしていくためには、地球に暮らす動物そして地球自身も健康である必要があります。私たちとワンヘルスとの関わり方は「知って・学んで・実践すること」です。まずはワンヘルスという言葉を知って、ワンヘルスの理念とは何かを学び、自分のできることから実践しましょう。

問 役場福祉環境課環境保全係（☎82-1232）

●福岡県のワンヘルスを推進する6つの基本方針

- ①人獣共通感染症対策
 

新型コロナウイルスなど人と動物どちらにも感染する病気を防ぐためには「感染源」と「感染経路」、「宿主」の3つの要因への対策が必要です
- ▶私たちができること
  - ▷手洗い、咳エチケットによる感染予防・防止
  - ▷ペットの衛生管理、予防接種
  - ▷草やぶでの長袖着用による虫刺され防止
- ②薬剤耐性菌対策
 

抗生素質が効かない薬剤耐性菌による感染症が発生すると、これまで使っていた薬が効かなくなるなど治療が難しくなります。薬剤耐性菌を増やさないために一人ひとりの取り組みが重要です
- ▶私たちができること
  - ▷用法用量を守った薬の服用
  - ▷薬は飲み切り、あげない、残さない
- ③環境保護
 

大規模な森林伐採などは森に生息していた病原体と人が遭遇する機会を生みます。人と動物の健康を維持するためには、多様な生態系を守り、人と動物のすみわけを保つことが大切です
- ▶私たちができること
  - ▷自家用車の使用を控える
  - ▷節電・省エネに取り組む
  - ▷ごみのポイ捨てをしない
- ④人と動物と共生社会づくり
 

動物との関係をより良く保つために、動物の生態や本能、習性を理解しましょう。動物を飼う場合は衛生管理に気を配り、寿命を迎えるまで適切に飼育しましょう
- ▶私たちができること
  - ▷ペットの予防接種や健康診断
  - ▷マイクロチップを活用した迷子防止
  - ▷野生動物に餌付けをしない

**FUKUOKA ONE HEALTH**







田川税務署からのお知らせ

## 令和8年分の確定申告が始まります

**今**年も田川税務署に確定申告の会場を設置します。会場での相談を希望する人は、国税庁LINE公式アカウントから事前予約をお願いします。

- ▶とき 2月16日(月)～3月16日(月)の9時～16時(土日祝日を除く)
- ※不動産の売却・贈与税の申告相談は期間中の木曜日または金曜日に来場してください。
- ▶必要なもの ▷申告書作成に必要な書類 ▷マイナンバーカード ▷スマートフォン ▷マイナンバーカードの暗証番号2つ
- ※スマートフォンをお持ちの人には、原則自分のスマートフォンで申告書の作成をお願いしています。
- ▶自宅で簡単e-Tax 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からスマートフォンやパソコンを使って、自宅で確定申告書を作成できるe-Tax（電子申告）が便利です。
- ※役場での確定申告に関する案内は、広報そえだ2月号でお知らせします。
- 問 田川税務署（☎44-0430）